

東京都医療勤務環境改善支援センター令和2年度事業計画（案）

資料 7

実施時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【継続事項】 専門家による支援	【令和元年度からの継続支援】 導入支援 現状分析・課題抽出支援 1件 課題選択型支援 4件 組織力向上支援 1件 訪問相談 1件											最終報告が完了次第、 支援終了
	【令和2年度の訪問支援】 導入支援 現状分析・課題抽出支援 課題選択型支援 組織力向上支援											今年度は6月上旬に支援募集の周知。隨時希望を受付け、支援を実施している。 ※6月末時点で、導入支援3件、組織力向上支援4件の新規申込みあり
	【相談対応】 随時相談 訪問相談											【随時相談】 (03-6272-9345) 受付時間：平日9時30分から17時30分まで 相談体制：医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）と医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント）を1名ずつ配置 【訪問相談】 相談希望のあった医療機関へ訪問し、（又は医療機関が指定する場所を訪問し、）支援センターの活用方法や勤務環境改善に向けた取組等に関する医療機関からの相談に応じる。
【継続事項】 普及啓発	周知・広報・啓発活動											○ 勤務環境改善や働き方改革に関する通知等を適宜周知 ○ ニュースレターや関係団体の講演会、広報誌等を活用し、支援センターや勤務環境改善策等の広報活動を実施 ○ 説明会やセミナーを開催し、勤務環境改善の好事例や先進的な事例、行政の動向等の情報提供を行い、勤務環境改善に向けた自主的な取組を啓発する。 ○ 支援センターの利用勧奨をより積極的に実施し、認知度向上、支援実績向上に努める。
【継続・新規取組事項】 働き方改革に向けた取組	【継続】 医師の労務管理アンケート調査の フォローアップ											アンケートにおける確認事項の問題 解消を確認するために継続したフォローアップを実施
	【新規】 医師等の勤務実態把握に向けた 都独自調査											
	【新規】 医師労働時間短縮計画策定支援											
運営に関する協議等	勤務環境改善部会				第1回					第2回		第3回

※上記スケジュールは目安とする。

【新規取組事項】働き方改革に向けた取組について

年間の時間外労働が960時間を超える医師がいる医療機関は、令和6年4月から適用される医師の時間外労働上限規制における特例水準適用候補医療機関となるとともに、「医師労働時間短縮計画」の策定が義務となる見込みである。計画の策定義務は令和3年度からとなる予定だが、対象医療機関が他県と比べ多いことが見込まれる東京都においては、先んじて対応すべきである。そこで、今年度中に都独自調査を行い都内の医師の勤務実態を把握するとともに、その調査を基に、支援センターが医療機関の計画策定等の取組を支援していくことを検討している。

なお、医師の時間外労働上限規制における特例水準の枠組や都道府県が特例水準対象医療機関を特定するための枠組などの詳細については、今度国から示されると思われるため、引き続き国の動向を追っていく必要がある。